

～法人マーケット開拓に役立つ～

ガソリンスタンド業 56

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱を行っている。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

ガソリンスタンド業のリスクマネジメント(パートII)

◇ガソリンスタンド業の特徴

ガソリンスタンドは車社会で生活する私達に必要不可欠ですが、近年廃墟のように放置されているガソリンスタンドがあちこちで見られるようになりました。

資源エネルギー庁の資料によると平成20年に42,090ヶ所あったフルサービスのガソリンスタンド数が平成24年には36,349ヶ所と4年間で約14%減少しました。

一方、セルフ式ガソリンスタンドは平成24年で8,596ヶ所と前年比1.7%の微増となっております。ガソリンスタンド業界衰退の背景には、世界的な原油価格の高騰による節約意識の高まり、燃費性能の良い電気自動車及びハイブリット車の普及等があります。

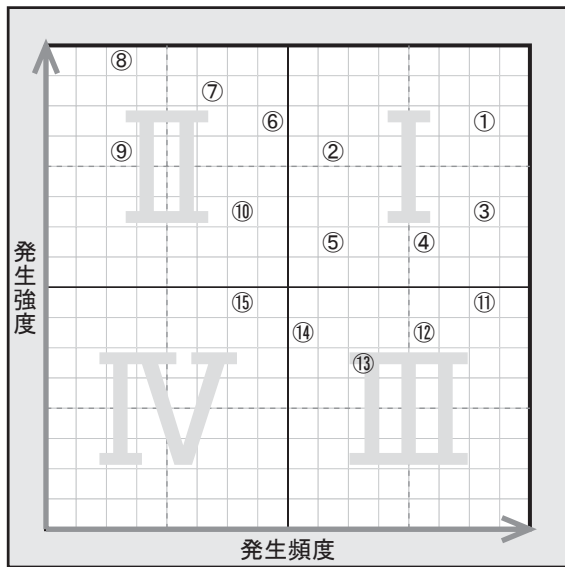
更には人口減少、若者の車離れや暖房器具の電気熱源への移行、ショッピングセンターやホームセンターでの灯油販売等により将来的にも市場拡大は厳しい状況と推測されます。

ガソリンスタンドが減少する中で、大手コンビニエンスストアとの業務提携により共同店舗運営を行い、シェア拡大を図っているメーカーも存在します。具体的には給油と日用品や食品等の購入を一か所で済ませられる顧客の利便性や満足度に重点を置き、ガソリンスタンドにコンビニエンスストアを併設した共同店舗です。

今後更に衰退が加速する状況を踏まえ、異業種との経営資源の統合(場所や集客能力)や交換(サービスの相互補充)によって顧客満足度や利便性の向上を図り、新たな価値の創造から収益を獲得することが必要となります。

◇リスクマップの例

- I ①電気自動車等の普及
- ②競合店の出店
- ③セルフ式の普及
- ④燃料価格の変動
- ⑤労働災害
- II ⑥自動車事故
- ⑦火災・爆発事故
- ⑧天災(地震・台風等)
- ⑨施設管理責任(環境汚染・爆発等)
- ⑩設備の破損(車の飛び込み等)
- III ⑪仕入ミス
- ⑫車預かり時のトラブル
- ⑬業務上のミス(オイル交換・誤入等)
- ⑭洗車時のトラブル
- IV ⑮顧客情報漏洩



◇ガソリンスタンド業の特徴的リスク

ガソリンスタンドの特徴的リスクとしては、まず①電気自動車等の普及によるガソリン、軽油の需要減少が考えられます。

立地条件が売上やコストに大きく影響するため、②競合店の出店により競争が激化し、売上が減少する可能性も否定できません。近年においては、④燃料価格の変動(高騰)による需要減少の中で、価格競争に有利な③セルフ式スタンドの普及が加速しており、この流れは今後も続くと考えられます。これらの環境変化は大きな業態転換を迫るものであり、その対応次第で存続に大きな影響を与えられ考えられます。また、突発的なリスクとしては、⑦火災・爆発事故、⑧天災(地震・台風等)、⑨施設管理責任(環境汚染・爆発等)があり、ガソリンという引火性の強い物質を扱うため、一度発生すると休業を伴う非常に大きな事故につながる可能性があります。

また、自動車と深く関係する業種ということもあり、⑥自動車事故や⑩設備の破損(車の飛び込み等)、⑤労働災害等のリスクも考えられるでしょう。業界の特徴として、燃料自体に差別化要素がないため、料金による差別化が非常に重要であり、⑪仕入ミスが利益減少に直結します。利益率向上のためには先物市場や業者間の転売市場において安価で安定した仕入れ環境を確保し、高く売ることが必要とされます。

発生頻度の高いリスクとして、⑫車預かり時のトラブル、⑮顧客情報漏洩、⑬業務上のミス(オイル交換・誤入等)、⑭洗車時のトラブル等が挙げられます。

◇ガソリンスタンド業の具体的リスク対策

ガソリンスタンド業は電気自動車等の普及やセルフ化等の大きな環境変化に直面しており、如何に順応していくかが重要なポイントとなります。電気自動車やハイブリット車の普及はガソリンの需要を減少させる一方で、新たな需要を生み出すため、ガソリンの顧客の囲い込みを行うと同時に、充電スタンドの設置等でサービス環境を整えることが必要となります。また、セルフ式ガソリンスタンド等の価格の安い競合店が増加する中で、セルフ化への業態転換を検討する事も必要となるでしょう。

現代社会にとって必要不可欠な自動車のエネルギー補充の拠点は、技術革新によって大きく形態が変化していく可能性があることを想定することが重要です。近年は、低価格化や需要減少に対応して、単なるガソリンの給油だけでなく、様々なサービスを付加したスタンド経営を目指す例が増えています。具体的には、車整備の国家資格を持つ従業員が修理等の専門的な相談に応じたり、洗車サービス等で手洗いの丁寧さをアピールしたり、コーヒー店やコンビニを併設したサービスや異業種とのコラボレーションにより価格以外の付加価値を提供することが考えられます。サービス品質やお客さまへの接客態度の向上及び付随サービスによる他店との差別化によって固定客の囲い込みを実現し、合理化や業態転換による経費削減と低価格を実現し、ガソリン以外の収入源を確保(複業種)するためには、具体的な事業計画と資金計画に基づいた経営資源(人、もの、金、情報、技術等)の確保が必須となるでしょう。

◇ガソリンスタンド業における保険活用

ガソリンスタンド業の保険活用としては、引火物を扱う装置産業であることから、まずは⑦火災・爆発事故や⑧天災(地震・台風等)に備える保険が重要であり、近年増加している給油中の滞留蒸気に静電気が引火するようなケースに対応することが必要です。また、配達用車両を含めた自社所有の車両については⑥自動車事故に備えた自動車保険が考えられますし、厳しい価格競争下の中で従業員を減らしていく傾向もあることから⑤労働災害に対するの上乗せ労災や使用者賠償責任保険も提案する必要があるでしょう。

その他のガソリンスタンド特有のリスクについては、まず③業務上のミス(オイル交換・誤入等)に対しては生産物賠償責任保険(PL保険)での対応が必要であり、⑭洗車時のトラブル、⑫車預かり時のトラブル(車両を移動中の毀損や保管中の盗難)等、保管・管理中の事故に対しては自動車管理者賠償責任保険が必要となります。施設の安全性の欠如・不備や業務遂行中の事故といった⑨施設管理責任(誘導ミスによる車同士の事故、給油ノズルで車両キズをつけたり、構内で滑って来客がケガをした等)については施設賠償責任保険で対処するのが良いでしょう。

また、財物に対する補償としては、給油計量器、洗車機等の⑩設備の破損(車の飛び込み等)には動産総合保険(機械保険)、現金・商品の盗難には盗難保険等が必要となります。保険会社によっては、ガソリンスタンドの特徴的リスクを総合的にカバー出来るガソリンスタンド総合保険等もあるので上手に活用するべきでしょう。

相続時の寄与分と特別受益 上

貢献した子供に相続分以上を渡すには

知ってトクする -774-

税務情報



Q 先日、亡くなった母親の遺産分割で相続人の兄弟3人で話し合いを行いました。私は長男として長男の母の遺産の継承を長年してきたので、その場で寄与分としていくらか多めに財産をもらえないかと主張したので、弟から「兄貴は母親の保険金1000万円を受け取るのだから、それは認められない。むしろそれは特別受益だとして相続財産に含め遺産分割の代償にすべきだ」と反論されました。相続において、「寄与分」「特別受益」はどういった場合に認められるのでしょうか?

相続人全員による遺産分割協議で決定

A まず、「寄与分」制度から話を進めましょう。相続においては、民法で相続人が規定されており、相続人は概ねこれに従って遺産分割するのが一般的です。しかし、これによって画一的に遺産分割することは場合にあって不公平を招きまします。例えば、父親の事業を長男が手伝い、父親の財産形成に貢献する一方、弟はサラリーマンとしてまったく違う畑で仕事をしているようなケースです。ここで父親が死亡すれば、相続人である長男と次男は民法で定められた法定相続分に依り2分の1ずつ分け合うことになる。

長男は父親の財産形成に貢献しており、このまま法定相続分どおりで分けるとは不公平な結果となります。そこで、共同相続人間の公平を図るために、昭和56年1月1日以後に相続が開始した遺産分割に適用されるようになったのが「寄与分」です。先述の例でいえば、貢献してきた長男に相続分以上の財産を取得させようというわけです。

寄与分は、被相続人の事業に関する労務の提供または財産の給付を行ったり、被相続人の療養看護その他の方法により、被相続人の財産の維持または増加につき特別に寄与した相続人に対して認められることとなります。具体的には、ほとんど無給で被相続人の事業を手伝ってきた場合や、被相続人の商売自宅の増改築に資金を提供した場合、病気の被相続人のために看護に努めてヘルパーを雇わずに済んだなどのケースです。

ただし、寄与分は相続人のみに認められた制度であるため、被相続人の長男の妻が仕事を手伝っていたとしてもその妻に対する寄与分は認められません。また、妻が夫の療養看護に努めるのは夫婦の当然の義務とされるため、寄与とは認められません。このほか、相続を放棄した者や相続欠格者、排

除された者も寄与分はありません。

寄与分は、原則として相続人全員による遺産分割協議により決めることとなります(民法904条の2)。そこでまとまらなければ、家庭裁判所に調停・審判を申し立て、その額を決めてもらうこととなります。

寄与者を受取人とし生命保険に加入

それぞれの相続人が取得する額(相続額)は相続開始時の財産価格から寄与分の価格を差し引いた額に、相続人それぞれが法定相続分を乗じて計算した金額となります。寄与者(寄与分を受ける相続人)はこれに寄与分の価格を加算します。

これによって相続人が取得財産の公平化を図るわけですが、とはいっても寄与者以外の相続人にとっては手取りが少なくなることに変わりなく、将来の人間関係に支障をきたさないとも限りません。そうした問題を発生させないために、寄与者を生命保険金受取人とする生命保険を活用することも一法です。ただ、生命保険金は受取人の固有財産とされるため、寄与者がさらに寄与分を主張しないよう、事前に被相続人と寄与者を含む相続人が話し合いをしておくことが大切です。

(つづく)

長男は父親の財産形成に貢献しており、このまま法定相続分どおりで分けるとは不公平な結果となります。そこで、共同相続人間の公平を図るために、昭和56年1月1日以後に相続が開始した遺産分割に適用されるようになったのが「寄与分」です。先述の例でいえば、貢献してきた長男に相続分以上の財産を取得させようというわけです。

寄与分は、被相続人の事業に関する労務の提供または財産の給付を行ったり、被相続人の療養看護その他の方法により、被相続人の財産の維持または増加につき特別に寄与した相続人に対して認められることとなります。具体的には、ほとんど無給で被相続人の事業を手伝ってきた場合や、被相続人の商売自宅の増改築に資金を提供した場合、病気の被相続人のために看護に努めてヘルパーを雇わずに済んだなどのケースです。

ただし、寄与分は相続人のみに認められた制度であるため、被相続人の長男の妻が仕事を手伝っていたとしてもその妻に対する寄与分は認められません。また、妻が夫の療養看護に努めるのは夫婦の当然の義務とされるため、寄与とは認められません。このほか、相続を放棄した者や相続欠格者、排

除された者も寄与分はありません。

寄与分は、原則として相続人全員による遺産分割協議により決めることとなります(民法904条の2)。そこでまとまらなければ、家庭裁判所に調停・審判を申し立て、その額を決めてもらうこととなります。

寄与者を受取人とし生命保険に加入

それぞれの相続人が取得する額(相続額)は相続開始時の財産価格から寄与分の価格を差し引いた額に、相続人それぞれが法定相続分を乗じて計算した金額となります。寄与者(寄与分を受ける相続人)はこれに寄与分の価格を加算します。

これによって相続人が取得財産の公平化を図るわけですが、とはいっても寄与者以外の相続人にとっては手取りが少なくなることに変わりなく、将来の人間関係に支障をきたさないとも限りません。そうした問題を発生させないために、寄与者を生命保険金受取人とする生命保険を活用することも一法です。ただ、生命保険金は受取人の固有財産とされるため、寄与者がさらに寄与分を主張しないよう、事前に被相続人と寄与者を含む相続人が話し合いをしておくことが大切です。

(つづく)